

まんのう町告示第 90 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及びまんのう町税条例（平成 18 年条例第 55 号）第 18 条の規定により、下記のとおり公示送達する。

令和 8 年 5 月 22 日

まんのう町長 栗 田 隆 義

記

- 1 公示送達する書類  
令和 8 年度軽自動車税納税通知書
- 2 公示送達を受ける者の住所・氏名  
別紙のとおり
- 3 公示送達する書類は税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

